

令和3年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和3年2月16日 開会

令和3年2月16日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

## 提出議案目録

議案第1号 令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案第2号 津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案

議案第3号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

(以上 2月16日 提出)

令和3年第1回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和3年2月16日 午後4時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案審議

議案第1号 令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案第2号 津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案

議案第3号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

出席議員（7名）

1番	弘前市副市長	鎌田雅人	議員	8番	板柳町長	成田誠	議員
2番	黒石市長	高樋憲	議員	9番	鶴田町長	相川正光	議員
4番	平川市副市長	古川洋文	議員				
6番	藤崎町長	平田博幸	議員				
7番	田舎館村長	鈴木孝雄	議員				

地方自治法第121条による出席者

企業長	櫻田宏	代表監査委員	菊地直光
副企業長	長尾忠行		
副企業長	福島弘芳		
事務局長	加藤和憲	西北事業部長	對馬繁樹
津軽浄水課長	山田章永	西北総務課長	杉野森登一
津軽工務課長	佐藤克嗣	西北工務課長	三上恒寛
津軽浄水課参事	寺山富士義	西北浄配水課長	三上久喜

議会事務局出席職員

書記長	津軽総務課長	千葉亨	書記	津軽総務課長補佐	古山潤
-----	--------	-----	----	----------	-----

職務のため出席した事務局職員

津軽工務課長補佐	藤田守正	西北総務課長補佐	中野雅仁
津軽総務課主幹	齊藤英樹		

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
午後 4 時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和3年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

前回の定例会後に、議員の異動がありましたので、ご紹介申し上げます。

昨年11月、田舎館村長に再選されました鈴木孝雄氏が議員に再任されました。

○7番（鈴木議員） よろしくお願ひします。（鈴木議員一礼）

○議長（高樋憲議員） 同じく、昨年11月、青森市長に再選されました小野寺晃彦氏が議員に再任されました。

小野寺議員は、所用のため本日欠席となっております。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（高樋憲議員） ただいまの出席議員は7名で、定足数に達しております。よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（高樋憲議員） 日程第1、議席の指定を行います。

今回改選のありました議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、5番に小野寺晃彦議員、7番に鈴木孝雄議員を指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（高樋憲議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

4番古川洋文議員、6番平田博幸議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（高樋憲議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定させていただきます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（高樋憲議員） 日程第4、諸般の報告をいたさせます。

○書記長（千葉亨） （朗読）

諸般の報告

- 一 企業長提出議案 議案第1号から議案第3号の以上3件
- 一 監査報告 津広水監発第4号の以上1件
- 一 議員の辞職 去る12月18日付けで、倉光弘昭議員から、一身上の都合により、12月31日をもって、辞職したい旨の願い出があった。よって、地方自治法第126条の規定に基づき、これを許可した。

以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第5、議案第1号から議案第3号までの以上3件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和3年第1回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。初めに、津軽事業部水道用水供給事業についてご説明申し上げます。

令和3年度の業務の予定量として、年間総用水供給量を、2321万6000立方メートルと見込んでおり、収益的収支においては、用水供給事業収益に25億5976万6000円を、用水供給事業費用に21億678万円を計上しております。

また、資本的収支においては、資本的収入に2億4900万円を、資本的支出に9億6610万1000円を計上しております。主要な建設改良事業として、浄水施設耐震・更新事業に3億4396万1000円などを計上しております。

次に、西北事業部水道事業についてご説明申し上げます。

業務の予定量として、給水戸数1万3859戸に対し、年間総給水量を267万7000立方メートルと見込んでおります。

収益的収支においては、水道事業収益に12億1417万8000円を、水道事業費用に20億7983万1000円を計上しております。

また、資本的収支においては、資本的収入に13億8780万1000円を、資本的支出に18億8386万7000円を計上しており、主要な建設改良事業として、広域化施設整備事業に8億7110万5000円を、老朽管更新事業等に6億8289万4千円を計上しております。

議案第2号は、津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案につい

てであります。

その内容は、給水料金について、津軽事業部の計画的な施設整備及び経営の安定化に必要なかつ適正な金額を設定するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第3号は、当企業団が加入しております青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに規約の変更であります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（高樋憲議員） 福島副企業長。

○副企業長（福島弘芳） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案いたしております議案のうち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る2月9日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。

以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第1号、令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲） 私からは、議案第1号のうち、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げますので、お手元に配付しております令和3年度予算書の1ページをお開き願います。

初めに、第2条業務の予定量の(2)年間総用水供給量は、用水供給先10市町村からの受水申込量及び過去の実績水量をもとに推計し、年間2321万6000立方メートルと見込んでおります。なお、前年度予定量に比較して214万1000立方メートルの増となっておりますが、これは西北事業部への送水開始が要因と考えております。

これにより、(3)一日平均用水供給量は、6万3605立方メートルと見込んでおります。  
続きまして、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の5ページをお開き願います。

収入の部、第1款用水供給事業収益、第1項営業収益には、第1目供給収益として22億3851万5000円を計上しております。

また、第2項営業外収益には、第1目受取利息及び配当金が1382万円、第2目長期前受金戻入が2億3059万5000円、第3目雑収益が7683万6000円の合計3億2125万1000円を計上しております。なお、第3目雑収益の主なもの、水力発電による売電収入であります。

以上により、第1款用水供給事業収益の総額は、25億5976万6000円となり、前年度と比較して、6562万2000円、2.6%の増となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。

第1款用水供給事業費用、第1項営業費用には、浄水などの営業活動に要する費用として、19億9390万5000円を計上しております。第2項営業外費用には、支払利息など営業活動に係る費用以外の費用として、1億1287万5000円を計上しております。

以上により、第1款用水供給事業費用の総額は、21億678万円となり、前年度と比較して、422万4000円、0.2%の増となっております。

これにより、収入から支出を差引いた消費税抜きの当年度純利益は、4億1197万5000円となり、前年度と比較して、4648万3000円、12.7%の増となっております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の6ページをお開き願います。

収入の部、第1款資本的収入についてですが、第1項企業債には、建設改良費に充てる収入として4900万円を、第2項投資有価証券売却収入として2億円を計上しております。

以上により、第1款資本的収入の総額は、2億4900万円となり、前年度と比較して7億8403万4000円、75.9%の減となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費には、浄水施設耐震・更新事業、総合浄水場改築更新事業、導水・送水施設更新事業、第二水力発電所系統連系工事費負担金などの費用として4億8379万9000円を、第2項投資有価証券には、国債等の購入費として2億円を、第3項企業債償還金には、2億8230万2000円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は9億6610万1000円となり、前年度と比較して6



億4380万4000円、40%の減となっております。

以上が、資本的収入及び支出についてであります。予算書の1ページにお戻りいただきまして、第4条本文のカッコ書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億1710万1000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4051万1000円、減債積立金2億8230万2000円及び過年度分損益勘定留保資金3億9428万8000円で補てんすることとしております。

続きまして、第5条継続費並びに第6条の債務負担行為についてご説明いたしますので、予算書の2ページをご覧ください。

第5条継続費には、令和3年度から令和5年度までの3か年でNo.2浄水池耐震化・補修事業4億5757万8000円を、計上しております。

第6条債務負担行為には、総合浄水場運転管理等業務委託2億5509万円、脱水汚泥収集運搬処分事業3520万1000円、導・送水管路維持管理事業1480万円を計上しております。

最後に、第7条から第11条には、企業債、一時借入金の限度額などを定めております。

以上で、第1章津軽事業部水道用水供給事業についての補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（對馬繁樹） 私からは、第2章西北事業部水道事業について、補足説明を申し上げますので、予算書の3ページをお開き願います。

初めに、第2条の業務の予定量であります。が、(1)の給水戸数は1万3859戸、(2)の年間総給水量は267万7000立方メートルを見込んでおります。(4)の主要な建設改良事業では、広域化施設整備事業に、8億7110万5000円を計上しております。

主なものとしたしましては、未普及地域に口径50ミリメートル～150ミリメートルの配水管を8610メートル布設する予定であります。

また、老朽管更新事業等には、6億8289万4000円を計上しており、口径75ミリメートル～250ミリメートルの配水管を3635メートル布設替えする予定であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入についてであります。が、第1項の営業収益には8億7309万2000円、第2項の営業外収益には1億5912万7000円、第3項の特別利益には1億8195万9000円を計上しております。

以上により、第1款水道事業収益の総額は、12億1417万8000円となり、前年度と比較して、1億9641万9000円、19.3%の増となっております。

次に、支出についてであります。第1項の営業費用には10億5840万1000円、第2項の営業外費用には9778万8000円、第3項の特別損失には9億2364万2000円を計上しております。

以上により、第1款水道事業費用の総額は、20億7983万1000円となり、前年度と比較して、11億7309万円、129.4%の増となっております。

これにより、消費税及び地方消費税を除いた当年度純損失は、9億2374万1000円を見込んでおります。なお、今回の純損失の主な要因は、用水受水後に使用しない資産を帳簿上で一括償却することによるものであります。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入についてであります。第1項の企業債には4億9080万円、第2項の国庫補助金に4億798万8000円、第3項の出資金には、4億8901万3000円を計上しております。

これは、特定広域化施設整備事業、老朽管更新事業の財源であります。

以上により、第1款資本的収入の総額は、13億8780万1000円となり、前年度と比較して、18億6414万2000円、57.3%の減となっております。

次に、支出についてであります。第1項の建設改良費には15億5399万9000円、第2項の企業債償還金には3億2986万8000円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は、18億8386万7000円となり、前年度と比較して、19億4904万1000円、50.9%の減となっております。

これにより、第4条本文のカッコ内に記載しております、資本的収入額が資本的支出に不足する額4億9606万6000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5808万8千円、減債積立金1060万1000円、過年度分損益勘定留保資金4億2737万7000円で補てんすることとしております。

続きまして、4ページをお開き願います。

第5条の債務負担行為には、料金収納・検針及び開閉栓業務を一括して委託するため、水道料金徴収事務等業務委託1億6434万円を計上しております。

第6条から第10条には、企業債等を定めております。

以上で、第2章西北事業部水道事業についての補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長(加藤和憲) 議案第2号について補足説明を申し上げます。

昨年11月の令和2年第2回議会定例会後の議員懇談会においてご承認いただきました津軽広域水道企業団水道用水供給料金算定書(案)により算定した水道用水供給料金単価に変更するため、本条例を改正するものであります。

今回の改正により、基本料金は消費税等を除いて、1立方メートル当たり、現行の45円74銭から52円97銭となり、7円23銭高くなります。

また、使用料金は消費税等を除いて、1立方メートル当たり、現行の19円90銭から20円37銭となり、47銭高くなります。

料金単価は値上げとなりますが、基本水量を減少した市町村においては、今回の料金改定により料金改定前と比べて料金の負担金額は減少する見通しとなっております。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長(高樋憲議員) 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲） 議案第3号について補足説明を申し上げます。

当企業団が加入している、青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区環境整備事務組合が、令和3年3月31日をもって解散すること及び規約の所要の整理を行うことに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和3年第1回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和3年度予算及び水道用水供給条例の改正など、提出いたしました各議案について、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定

をいただきました。誠にありがとうございました。

この度、福島副企業長におかれましては、つがる市長として、任期満了をもって、ご勇退されるということで、大変お疲れ様でした。

平成15年5月から、17年以上にわたり、企業団の運営に携わり、近年では津軽事業部から西北事業部への用水供給などにご尽力いただきました。

長い間、本当にありがとうございました。

今後も健康に御留意され、御活躍されますことをお祈り申し上げます。

まだまだ寒い日が続きます。議員の皆様には、くれぐれも健康に御留意され、一層の御活躍を祈念申し上げまして、閉会に当たってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和3年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後4時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

---

署名議員 古川洋文

(平川市副市長)

---

署名議員 平田博幸

(藤崎町長)

---